「都市再生プロジェクト」の進捗状況

1.(平成13年8月決定)

(1)都市部における保育所待機児童の解消

利用しやすい場所における保育所等の設置促進等のため、都市 計画・建築規制の特例による容積率の緩和に係る運用通知を発 出(H13年9月)

商店街の空き店舗活用に係る改修費補助や駅から郊外の保育 所への送迎サービス補助を創設(H14年度)

大規模な公営住宅等の建替えにあたって保育所等の設置を原 則化(H14年度)

ビル内における保育所設置をより容易にするための設置基準 の見直し(H15年1月)

大規模な改良住宅の整備にあたって保育所等の設置を原則化 (H16年度)

2.(平成13年12月決定)

(1)密集市街地の緊急整備

住民の主体的取り組みに対する支援措置として、

- ・都市再開発法を改正し、一定の要件に該当する民間会社を施 行者に追加(H14年6月施行)
- ・都市計画法、建築基準法等を改正し、都市計画の提案制度の 創設、地域の実情に応じた日影制限等の緩和メニューを追加 (H15年1月施行)

密集法等を改正し、柔軟な権利調整等を行いつつ、建築物の更新等を行う防災街区整備事業の創設、防災上重要な道路、公園等の公共施設の整備促進のための制度の充実等を導入(H15年6月成立)

(2)都市における既存ストックの活用

既存建築物のストック対策として、

- ・増改築時等のバリアフリーの推進のためのハートビル法を改正(H15年4月施行)
- ・既存オフィス建築物等の住宅への用途転換に対する補助制度 を拡充

既存住宅ストック対策として、

- ・マンションの建替えの円滑化等に関する法律を制定(H14 年12月施行)
- ・さらに、区分所有法等を改正(H15年6月施行)
- ・既存住宅の性能の表示・評価に関する基準を策定(H14年 12月実施)
- ・公共賃貸住宅のストック総合活用計画の策定を周知徹底

3.(平成15年1月決定)

(1)国有地の戦略的な活用による都市拠点形成

米軍から返還された国有地のうち、処分を留保していた地区 (留保地・全体で約400ha)について、基本方針を転換し、 今後は計画的な活用を促進(H15年6月財政審答申)

土地の有効利用に向け、地元地方公共団体主導による利用計画の策定推進と国の支援措置を拡大

「民間都市開発投資促進のための緊急措置」の進捗状況

1.都市再生特別措置法に係る経緯

平成14年 6月 都市再生特別措置法の施行

平成14年 7月 都市再生緊急整備地域の指定(第1次) (東京都、大阪府、大阪市、名古屋市、横浜市)

平成14年10月 同 上 (第2次) (札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都府、 京都市、兵庫県、神戸市、高松市、北九州市、福岡市)

平成15年 2月 「都市再生ファンド」にかかる予算措置 (平成14年度補正予算)

平成15年 4月 都市再生事業に関する税の特例措置を創設

平成15年 7月 都市再生緊急整備地域の指定(第3次) (さいたま市、柏市、川崎市、相模原市、岐阜市、静岡市、 岡山市、広島市、那覇市)

平成16年 4月 都市再生特別措置法の改正

平成16年 5月 都市再生緊急整備地域の指定(第4次) (仙台市、川口市、藤沢市、厚木市、堺市、豊中市、高槻市、 寝屋川市、福山市、福岡市)

2.都市再生緊急整備地域の指定

6 3 地域 約 6 , 4 2 4 h a (第 1 次 ~ 第 4 次指定の総計)

3. 都市再生特別措置法の特例の適用状況

都市再生特別地区

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域において、心斎橋筋一丁 目地区(心斎橋そごう)を都市計画決定(H15年2月)

名古屋駅周辺・伏見・栄地域において、名駅四丁目地区(豊田・毎日ビル)を都市計画決定(H15年2月)

札幌駅・大通駅周辺地域において、北3西4地区((仮称)ニッセイ札幌ビル)を都市計画決定(H15年7月)

横浜山内ふ頭地域において、山内ふ頭周辺地区を都市計画決定 (H15年12月)

大崎駅周辺地域において、大崎駅西口 E 東地区を都市計画決定 (H16年1月)

神戸三宮駅南地域において、三宮駅前第1地区(神戸新聞会館 跡地)を都市計画決定(H16年3月)

高松駅周辺・丸亀町地域において、高松丸亀町商店街A街区周辺地区を都市計画決定(H16年4月)

高槻駅周辺地域の大学町地区において、学校法人大阪医科大学が都市計画を提案(H16年7月)

大崎駅周辺地域の大崎駅西口A地区において、大崎二丁目8・9番地区再開発準備組合理事が都市計画を提案(H16年10月)

岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域において、日ノ出町2丁目地区(高島屋)を都市計画決定(H16年10月)

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域の淀屋橋地区において、 都市計画決定手続中

金融支援等のための国土交通大臣認定

環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域において、都営南青山 一丁目団地建替プロジェクト(PFI的手法による)を認定(H 15年1月)

東京臨海地域において、臨海副都心有明南 L M 2 ・ 3 区画開発 事業を認定(H 1 5 年 5 月)

秋葉原・神田地域において、(仮称) UDXビル計画(秋葉原3-1街区)を認定(H15年10月)

名古屋駅周辺・伏見・栄地域において、(仮称)名駅四丁目7番地区共同ビル(豊田・毎日ビル)建設事業を認定(H15年12月)

東京臨海地域において、晴海二丁目地区都市再生事業を認定 (H16年2月)

守口大日地域において、三洋電機・大日地区開発計画を認定(H 16年3月)

福岡天神・渡辺通地域において、新天神地下街建設事業を認定 (H16年3月)

環状二号線新橋周辺・赤坂・六本木地域において、(仮称)東京ミッドタウンプロジェクトを認定(H16年5月)

東京臨海地域において、勝どき六丁目地区市街地再開発事業を 認定(H16年12月)

川崎駅周辺地域において、(仮称)川崎駅西口堀川町地区開発事業を認定(H16年12月)

東京駅・有楽町駅周辺地域において、(仮称)東京駅八重洲口 開発事業を認定(H16年12月)

「全国都市再生~稚内から石垣まで~」の進捗状況

1. 美しいまちづくり

(総務省・文化庁・経済産業省・国土交通省・地方公共団体)

・歴史的街並み・まちづくりを進めるための規制の活用・見直し、 事業の推進施策をとりまとめ(H15年5月)

伝統的建造物郡保存地区制度の活用

- ・地方公共団体が決定する伝統的建造物群保存地区について、国の重要伝統的建造物群保存地区としての選定を想定しない場合においても、必要に応じて制度の活用を図ることが望ましい旨、運用指針にて通知(H15年度)
- ・建築物規制の緩和措置について、改築のみならず街並みの保存 に資する新築についても対象となることを明確化(H15年5 月)

街並み保存のための建築基準法の規制の見直し

- ・前面道路が4m未満の場合でも、条件を付して建築物更新ができる措置を導入(H15年12月)
- ・歴史的たたずまいを継承した更新を可能とするため、防災性能 について、具体の仕様を実証実験し基準化(国土交通省告示: H 1 6 年 7 月)
- ・全国一律の規制(準防火地域等)にかえて、地方公共団体が条例により、地域の状況に応じた防火基準を適用。京都市でH14年10月に条例制定
- ・建築基準法上の建ペい率、道路斜線等の規制について、緩和メニューを導入(H15年1月)

景観整備・屋外広告物規制の見直し

・景観に関する総合的な法律である景観法を制定(景観法:H1 6年6月公布) ・違反の広告旗や直接塗装の立看板について、即時撤去が可能となるよう、手続きを簡略化(構造改革特別区域法改正: H 1 5 年 6 月)。当該特例措置を全国適用(屋外広告物法改正: H 1 6 年 6 月公布)

電線類の地中化の推進

・H 1 6 年度を初年度とする無電柱化推進計画において、簡便でコスト縮減が可能な方式を標準化

街並みを大きく改変するおそれのある未整備都市計画道路の 見直し

・各都市の都市計画道路網を検証し、長期未整備の都市計画道路 の見直しを促進。 京都市等において一部見直し済み。犬山市 においては、都市計画変更手続き中。今年度末決定予定(H1 6年度)

安全な歩行者空間確保のための施策の推進

・歩行者・自転車を優先した安全・快適な道路空間の実現のため、 新たに「くらしのみちゾーン」として、意欲的な地区の取組を 支援。平成15年6月に登録した42地区に加え、平成16年 7月に6地区を「くらしのみちゾーン」として登録。

地域活性化のための既存ストックの活用

- ・従来新築を対象としていたモデル住宅の整備費補助について、 改修、移転等の場合も対象とするよう措置(H15年度)
- ・商店街の空き店舗において、保育施設や高齢者向けの交流施設 等への活用のための改装費等の補助を実施(H14年度)

地域の創意工夫を活かしたまちづくりの推進

・H 1 6 年度創設のまちづくり交付金により、地域特性を活かした個性あふれるまちづくりを支援

2 . 環境まちづくり

(環境省·国土交通省·総務省·農林水産省·経済産業省·地方公共 団体等)

- ・環境共生まちづくりの全国的なモデルとなる7地域の提案を選定(H15年6月)
- ・ヒートアイランド対策に関する基本方針及び実施すべき具体の対策を体系的に取りまとめた「ヒートアイランド対策大綱」を 策定(H16年3月)
- ・大規模な敷地の建築物を対象とした緑化率規制(都市緑地保全 法の改正)を導入(H16年6月)

3 . 防犯まちづくり

(警察庁・文部科学省・経済産業省・国土交通省・地方公共団体)

- ・公共施設等の整備・管理に係る防犯上留意すべき事項等関係省 庁における防犯まちづくりに関する具体的な施策等をとりま とめ(H15年7月)
- ・全国6地区においてケーススタディを実施(H14年11月) 東大阪市で防犯ボランティア組織が結成される等自主的な取 組が進展(H15年5月)
- ・防犯性能の高い建物部品を目録に掲載・公表(H16年4月) 共通標章の制定(H16年5月)及び目録への部品の追加(H 16年10月) 今後住宅性能表示の対象として基準化に向け て検討

4. 防災まちづくり

(内閣府・地方公共団体・経済団体)

- ・企業の自主防災や官民連携による帰宅困難者対策など企業と防 災の在り方について方向性のとりまとめ(H15年4月)
- ・中央防災会議専門調査会において「民間と市場の力を活かした 防災戦略の基本的提言」をとりまとめ(H16年10月)

5. 高齢者の安心まちづくり

(厚生労働省・国土交通省・地方公共団体)

・高齢者向け住宅・施設の整備、サービスの提供、住み替え支援 方策等の検討

6. 公共空間の多目的利用

- ・地域の状況に応じ、条例により、都市公園に、クアハウス、劇場などの設置が可能となるよう措置(H15年3月)
- ・河川の水辺空間の活用について、河川敷地占用許可準則の特例 措置(国土交通省事務次官通達:H16年3月)により、都市 再生プロジェクトや地域再生計画に係る地域等を対象にオー プンカフェ等の民間主体の営利目的の利用を可能とする措置 を試行的に実施(道頓堀川(大阪市)太田川(広島市)で実 証実験)
- ・道路使用許可申請時における留意事項等を明確化(H16年3 月)
- ・道路上のイベント等に係る道路占用の参考となる事例等を周知 (H16年3月)

7. 交通結節点の整備

(国土交通省・地方公共団体)

- ・新横浜駅において立体都市計画を活用した駅舎と駅前広場の一体的整備を進めるなど、交通結節点を中心とした都市の再生や バリアフリー化を推進
- ・道路・都市事業と鉄道事業を同時採択する、駅・まち一体改善事業を推進し、さらに、多様な事業者間の調整を円滑化する方策を検討中(H16年)
- ・鉄道用地についての権利設定に関する鉄道抵当法の運用を明確 化し、鉄道の上下空間の有効活用を促進(H15年6月)

民活と各省連携による地籍整備の推進

- ・関係省庁が協力して全国の都市部における地籍の整備を強力に 推進(5年で都市部の約5割を実施、10年で概成)
- ・地籍調査及び法務局による地図作製の推進に加え、新たに、道路台帳の情報や既存の民間の測量成果(図面)を活用し、都市部における街区の角の座標など地籍に係る基礎的データを国直轄で整備する都市再生街区基本調査に着手(H16年度予算102億円)
- ・法務局が境界の確定に関与して地籍の確定を迅速化するための 法整備(新たな土地境界画定制度を導入するための法案をH1 7年通常国会に提出予定)
- ・地籍調査における境界確認等について法務局が協力